

北海道公立大学法人札幌医科大学役員の報酬及び退職手当の基準

1 役員報酬等に関する規定 [地方独立行政法人法第56条による読み替後の第48条]

地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、

- ① 役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 法人が支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

2 基本的な考え方

- (1) 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。

(国立大学法人、他の公立大学法人の役員報酬等の状況も参考とする。)

- (2) 評価委員会による法人業績評価等を活用し、評価結果を常勤役員の報酬、退職手当に反映する制度（業績反映制度）を取り入れる。

3 役員報酬の支給基準

常勤役員

- 国立大学法人及び他の公立大学法人などを参考とした。

- (1) 給料月額

区分	給料月額
理事長	1,065,000円
副理事長及び理事	840,000円以内で理事長が定める額
監事	701,000円以内で理事長が定める額

- (2) 手当

手当の種類	支給額	備考
地域手当	職員の例による(給料月額の100分の3)	
通勤手当	職員の例による	
期末手当	6月及び12月 (月額+地域+(月額+地域)× 0.20+月額×0.25)×支給率	評価委員会が行う業績評価の 結果及び役員の業績に応じ、 100分の10の範囲内で増額又 は減額
支給率	R4.12月期 1.625 R5.6月期以降 1.65	
寒冷地手当	職員の例による	

非常勤役員

- 国立大学法人及び他の公立大学法人の例並びに道の非常勤特別職の報酬額を参考とした。

報酬額

区分	報酬額
理事	月額240,000円以内で理事長が定める。
監事	月額215,000円以内で理事長が定める。

4 退職手当の支給基準

常勤役員が退職した場合に退職手当を支給する。

- (1) 退職手当の額

ア 在職期間1月につき、給料月額の100分の12.5相当に100分83.7を乗じた退職手当を支給する。

イ 評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の業績に応じ、増額又は減額するこ

とができる。

(2) 退職手当の特例

ア 法人職員から引き続いて役員になった場合は、役員の在職期間を含めて法人職員の在職期間とみなし、法人職員として退職した場合の額を支給する。

イ 北海道職員から引き続いて役員になった場合は、役員の在職期間を含めて北海道職員の在職期間とみなし、北海道職員の退職手当条例を準用した場合の額を支給する。